

専決処分第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決する。

平成27年2月20日

四万十町長 中尾 博憲

損害賠償の額を定めることについて

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 相手方 | 住所（略）
氏名（略） |
| 2 | 損傷の概要 | 田野々幼稚園解体及び認定こども園たのの新築工事に伴う振動により、鉄骨造平家建車庫に損害が発生したもの。 |
| 3 | 損害賠償金 | 金 153,450円
内訳（修繕費用負担金） |